

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由												
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>環境管理施設管理主任</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>総務部長</u></p> <p>(13) <u>財務部長</u></p> <p>(14) <u>総務部総務課長</u></p> <p>(15) <u>財務部施設整備課長</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>2 前項第6号及び第16号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1人</u></p> <p>(削る)</p> <p>(12) <u>総務課長</u></p> <p>(13) <u>施設整備課長</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>2 前項第6号及び第14号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>													
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="176 1112 1010 1375"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td>・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人</td> <td>・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人	・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1072 1112 1906 1375"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td>・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人</td> <td>・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人	・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項	
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人	・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項												
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
放射線安全小委員会	・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人	・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項												

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所の放射線取扱主任者 2人</li> <li>・各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所の放射線取扱主任者 2人</li> <li>・各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	
特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全主任者 4人</li> <li>・病原体取扱主任者 1人</li> <li>・各部署長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人</li> <li>・委員長が指名した、法令及び特定生物に関する規程について優れた識見を有する学外委員 1人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。</li> <li>・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。</li> <li>・バイオハザードの防止に関すること。</li> <li>・微生物実験の適合性に関すること。</li> <li>・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。</li> <li>・外来生物の飼育及び実験に関すること。</li> <li>・その他の安全確保に関する必要な事項</li> </ul>	特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全主任者 4人</li> <li>・病原体取扱主任者 1人</li> <li>・各部署長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人</li> <li>・委員長が指名した、法令及び特定生物に関する規程について優れた識見を有する学外委員 1人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。</li> <li>・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。</li> <li>・バイオハザードの防止に関すること。</li> <li>・微生物実験の適合性に関すること。</li> <li>・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。</li> <li>・外来生物の飼育及び実験に関すること。</li> <li>・その他の安全確保に関する必要な事項</li> </ul>
温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境安全管理センター長</li> <li>・理事(総務・財務担当)</li> <li>・環境安全管理センター副センター長 2人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること</li> </ul>	温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境安全管理センター長</li> <li>・理事(総務・財務担当)</li> <li>・環境安全管理センター副センター長 2人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人</li> <li>・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長</li> <li>・学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長</li> <li>・総務部総務課長、財務部財務課長、財務部経理調達課長及び財務部施設整備課長</li> <li>・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長</li> <li>・環境安全管理室専門職員1人</li> <li>・その他委員会が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策計画の策定に関すること</li> <li>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること</li> <li>・地球温暖化対策報告の作成に関すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人</li> <li>・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長</li> <li>・次長 3人</li> <li>・総務課長、財務課長及び施設整備課長</li> <li>・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長</li> <li>・環境安全管理室専門職員1人</li> <li>・その他委員会が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策計画の策定に関すること</li> <li>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること</li> <li>・地球温暖化対策報告の作成に関すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	
---	--	---	--	--

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。